【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年３月31日
【会社名】	ライオン株式会社
【英訳名】	Lion Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　　濱　　逸　夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区本所一丁目３番７号
【電話番号】	03-3621-6211
【事務連絡者氏名】	経理部長　　鎌　尾　義　明
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区本所一丁目３番７号
【電話番号】	03-3621-6211
【事務連絡者氏名】	経理部長　　鎌　尾　義　明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) ライオン株式会社　大阪オフィス (大阪市福島区福島七丁目22番１号) ライオン株式会社　名古屋オフィス (名古屋市中区錦二丁目３番４号名古屋錦フロントタワー)

1【提出理由】

平成29年３月30日開催の当社第156期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年３月30日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 定款一部変更の件

(1)最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長等を選定できるよう、現行定款第22条の規定を変更するものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、業務を執行しない取締役および社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条および第39条の規定をそれぞれ変更するものであります。

第２号議案 取締役９名選任の件

取締役として、濱逸夫、渡祐二、掬川正純、小林健二郎、角井寿雄、
榊原健郎、山田秀雄、内田和成および白石隆の各氏を選任するものであります。

第３号議案 補欠の監査役１名選任の件

補欠の監査役として、山口隆央氏を選任するものであります。

第４号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の月次固定報酬を、１事業年度につき３億円以内に改定すること、また、取締役（社外取締役を除く。）の賞与は、次の方法により算定（金額は万円未満は切り捨て）し、その上限額を２億5,000万円とするものです。

（賞与の算定式）

（連結経常利益×0.5%×50%）＋（親会社株主に帰属する当期純利益×0.75%×50%）

ただし、上記のそれぞれの利益が損失の場合、利益額を０として算出する。

第５号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）を対象とした新たな株式報酬制度を導入し、３事業年度（本年度から開始する当初は４事業年度）からなる対象期間において、４億5,000万円（当初は６億円）を上限とする金員を拠出の上、設定した信託を通じて当社株式を取得し、１事業年度あたり90,000株、対象期間中270,000株（当初は360,000株）を上限に、取締役に対して当社株式の交付等を行うものであります。

第６号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の月次固定報酬額を、１事業年度につき１億1,000万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	賛成率（%）	決議結果
第１号議案	236,106	329	4	97.42	可決
第２号議案					
濱逸夫	235,791	642	4	97.29	可決
渡祐二	235,749	684	4	97.27	可決
掬川正純	235,754	679	4	97.27	可決
小林健二郎	235,751	682	4	97.27	可決
角井寿雄	235,749	684	4	97.27	可決
榊原健郎	235,754	679	4	97.27	可決
山田秀雄	232,100	4,333	4	95.76	可決
内田和成	235,873	559	4	97.32	可決
白石隆	236,071	362	4	97.40	可決
第３号議案					
山口隆央	236,295	139	4	97.50	可決
第４号議案	223,439	367	12,627	92.19	可決
第５号議案	235,291	1,140	4	97.08	可決
第６号議案	236,052	263	119	97.40	可決

(注) １　第１号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によるものであります。
(注) ２　第２号議案、第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
(注) ３　第４号議案から第６号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席した株主の一部の議決権行使結果により、各議案の可決要件を満たしたため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。